

一般社団法人 医療安全全国共同行動 会員規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第3章の規定に基づき、この法人の会員管理において必要な事項を定め適正に運用することを目的とする。

(入会手続き)

第2条 この法人に入会しようとする者は、定款第5条(種別)により、以下の手続きを行う。

2 正会員

(1) 入会を希望する団体は、「一般社団法人医療安全全国共同行動入会申込書」に所定の事項を記載し事務局へ提出する。

(2) 事務局は、入会希望者に会費納入手続等の書面を交付するとともに申込書記載内容を入会者名簿に登録し理事会の承認を以って入会とする。ただし、医療関連の職能団体及び学術団体については、共同行動議長限りで承認することができる。

(3) 正会員は入会手続き完了後、正当な理由がなく連続2年以上会費を滞納した場合、定款第8条3号により会員資格を喪失する。

3 賛助会員

(1) 「一般社団法人医療安全全国共同行動賛助会員入会申込書」に必要事項を記入し事務局へ提出する。

(2) 事務局は、入会希望者に会費納入手続等の書面を交付するとともに申込書記載内容を入会者名簿に登録し理事会の承認を以って入会とする。ただし、医薬品製造販売業者及び医療機器製造販売業者については、共同行動議長限りで承認することができる。

4 名誉会員

名誉会員は、定款第3章第5条第3号の規定により、理事会で予め本人の意向を確認の上、総会において推薦し承認を得る。

(経費の負担)

第3条 会員は定款7条の規定により、その種別に応じて次の各号に定める経費を支払わなければならない。

(1) 正会員は、総会の議決により別に定められた年会費

(2) 賛助会員は、総会の議決により別に定められた賛助会費

(3) 名誉会員は、経費の負担を要しない。

(退会及び手続き)

第4条 会員は、定款第9条の規定により別に定める「退会届」を提出することにより任意に退会することができる。

2 定款第11条の規定により、会員資格を喪失した場合は会員名簿の登録を抹消する。

3 会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、理由を記した説明書とともに第2条に定める手続きを行わなければならない。

2 理事会は、前項の再入会申込みに対しその可否を決定し申込者に通知する。ただし、退会時に未納の経費がある場合は、その支払い完了をもって再入会の条件とする。

(理事会への報告)

第6条 共同行動議長は、理事会の開催時に入退会の状況を報告しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

附則

1. この規程は、法人設立の日から施行する。

一般社団法人 医療安全全国共同行動 会費規程

(会費)

第1条 定款第7条第1項に定める会費の年額は、会員種別に応じて次の各号のとおりとする。

(1) 正会員 (団体) 1口 50,000円 (1口以上)

(2) 賛助会員 (個人) 1口 20,000円 (1口以上)

(3) 賛助会員 (団体) 1口 100,000円 (1口以上)

2 会員は、毎年、定款第40条に定める事業年度内に当該事業年度の会費を納入しなければならない。

(改廃)

第2条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

附則

1. この規程は、法人設立の日から施行する。